

宇和島市印刷入り封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇和島市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、宇和島市が郵送等で使用する宇和島市の印刷入り封筒（以下「宇和島市封筒」という。）の裏面に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 宇和島市封筒に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び掲載できる広告の内容等については、要綱第3条及び宇和島市有料広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定によるほか、個人（法人等の代表者等を含む。）の氏名広告は掲載しないものとする。

(広告の仕様)

第3条 広告の規格、表示場所及び掲載期間等の広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定及び紙面の売渡し)

第4条 広告掲載する紙面は、見積競争により選定した広告取扱業者に売り渡すものとする。

2 前項の見積競争に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

(広告主及び広告内容)

第5条 広告取扱業者は、募集要項に基づき広告主を選定する。

2 広告取扱業者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 広告取扱業者は、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を優先的に掲載するよう努めなければならない。

(広告の作成)

第6条 掲載する広告は、広告取扱業者及び広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

第7条 市長は、広告主及び広告内容について審査委員会の審査に付するものとする。

(広告内容等の修正)

第8条 市長は、広告の内容等が各種法令又はこの要領等に違反し、若しくは違反のおそれがあり、又は誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者を介し、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告取扱業者の責務)

第9条 広告取扱業者は、広告の内容等が、要綱、要領、第3条の規定による仕様書及び第4条第2項の規定による募集要項に違反することがないように注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかわる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを宇和島市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。